**請願・陳情の趣旨説明について**

1. 趣旨説明とは

請願者（陳情者）本人が、請願（陳情）が付託された所管の委員会において、提出した請願（陳情）の意見陳述及び補足説明を行うことです。

尚、趣旨説明は議会の休憩をして行うため、会議の記録には残りません。

1. 請願・陳情の趣旨説明の場の設置

日の出町議会では、町民の皆さんの議会参加の推進及び議会審査の充実を図るため、委員会審査の際、請願者（陳情者）が希望される場合に、趣旨説明の機会を設けています。

請願（陳情）受付時に、趣旨説明の希望の有無をお聞きします。

1. 実施方法

|  |  |
| --- | --- |
| 趣旨説明の時期 | 委員会での請願（陳情）の審査の冒頭に行っていただきます。 |
| 趣旨説明の時間 | 概ね5分程度（開始より4分30秒経過した時点で合図します。） |
| 出席者及び説明者 | 出席者は、原則として請願者（陳情者）が個人の場合は本人、団体等の場合は代表者の方の出席をお願いします。  説明は、代表者お一人でお願いします。  説明者に介助が必要な場合は、介助者の出席ができます。  説明後、委員から質疑がある場合は、委員長の指示により答弁をお願いします。  請願者（陳情者）から、委員に対して質疑をすることはできません。  請願者（陳情者）から、委員会での資料配布は認めないものとします。 |
| 趣旨説明席 | 委員長席の正面に説明者用席を用意します。  説明終了後は、傍聴席への移動をお願いします。 |
| その他 | 委員長の議事運営により、会議を進行しますので、委員長の指示に従うようお願いします。  議会の秩序保持に努めてください。  請願者（陳情者）の希望に応じて行いますので、交通費等は支給しません。 |

1. 審査日時

　　　所管する委員会審査の冒頭に行います。

　　　委員会の審査の進行状況により、お待ちいただくことがあります。

　　　趣旨説明を行う、委員会名、日時、場所等については、通知書を届出住所へ郵送します。

1. 連絡先

ご不明な点がありましたら、議会事務局までお問い合わせください。

日の出町議会事務局　　　　０４２－５８８－５１４８